

七尾市告示第 26 号

七尾市能登空港利用促進のための地域商品券等交付要綱を次のように定める。

平成 20 年 3 月 6 日

七尾市長 武 元 文 平

七尾市能登空港利用促進のための地域商品券等交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、能登空港の利用促進を図るため、能登空港航空便を利用した七尾市民等に対して、地域商品券又は航空券予約引換券（以下「地域商品券等」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「登録旅行者」とは、特定取引を行い、受け取った航空券予約引換券（以下、「予約引換券」という。）の換金を申し出ることができる事業者として本市に登録されたものをいう。

(交付対象者)

第 3 条 地域商品券等の交付対象者は、能登空港航空便を利用した者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 七尾市内に住所を有する者。

(2) 七尾市内に住所を有しない者のうち、親が市内に住所を有し、市外の学校（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校をいう。）に在学する生徒。

2 官公庁の職員が公務で利用する場合は、助成対象外とする。

(地域商品券等の交付)

第 4 条 交付対象者は、当該利用に係る地域商品券等の交付については次の各号のいずれかを選択できるものとし、交付対象者であれば、同一人の利用の有無は問わない。

(1) 普通運賃片道 1 回の利用につき、七尾かもめ商業協同組合が発行する『かもめ商品券』、鹿島郡商業振興協同組合が発行する『ささゆり商品券』、又は能登鹿北商工会が発行する『ろくほく地域振興券』（以下「地域商品券」

という。) 2, 0 0 0 円相当分 (小児運賃での利用については、半額相当とする。) を交付する。

(2) 普通運賃片道 8 回相当の利用 (普通運賃利用と小児運賃利用との併用可。但し、小児運賃利用の場合、普通運賃の半額相当利用分とする。) につき能登空港利用のための普通運賃片道 1 回分の航空券予約引換券を交付する。

(地域商品券請求及び交付の決定等)

第 5 条 前条第 1 号に規定する地域商品券の交付を受けようとするときは、能登空港利用促進地域商品券請求書 (様式第 1 号) により最初の搭乗日から起算して 6 箇月以内に市長に請求しなければならない。ただし、片道 2 回 (普通運賃利用と小児運賃利用の併用可。) 以上の利用から請求できるものとする。

2 市長は、前項の請求があった場合、これを審査し、適正と認めたときは、請求者へ地域商品券を交付するものとする。ただし、片道 2 回 (普通運賃利用と小児運賃利用の併用可。) 以上の利用から請求できるものとする。

(予約引換券の請求及び交付の決定等)

第 6 条 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する予約引換券の交付を受けようとするときは、航空券予約引換券請求書 (様式第 2 号) により最初の搭乗日から起算して 1 2 箇月以内に市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合は、これを審査し、適正と認めたときは、請求者へ予約引換券を交付するものとする。

(航空券予約引換券の有効期間)

第 7 条 前条の規定により交付した予約引換券は、交付の日から 1 2 箇月以内に登録旅行者で航空券と引き換えなければならない。

(精算方法)

第 8 条 登録旅行者は、予約引換券の引き換えがあったときは、航空券予約引換券の引き換えにともなう請求書 (様式第 3 号) に当該利用を証する書類を添え、搭乗予定日から 3 0 日以内に市長へ請求するものとする。

2 市長は、前項による請求があったときは、請求のあった日から 3 0 日以内に利用実績による当該金額を利用者にかわり支払うものとする。

(助成制度の併用の禁止)

第 9 条 当該利用に関し、七尾市以外の市町村で運賃助成等を受けた者については、地域商品券等を交付しない。

(地域商品券等の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正行為により地域商品券等の交付を受けたと認められる者に対して、地域商品券等相当額の返還を命ずることができる。

(能登空港利用促進地域商品券等交付原簿)

第11条 市長は、七尾市能登空港利用促進地域商品券等交付原簿(様式第4号)を備え、地域商品券等の交付者及びその交付状況を明らかにしておかなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。